

児童虐待と現代の家族 (一)

鈴木玉緒

はじめに

- 1 虐待が把握されるまで
- 2 処遇のプロセスにおける子どもと家族 (以上本号)
- 3 虐待のスパイラルと“漏斗現象”
- 4 現代の家族と貧困の問題

おわりに

はじめに

社会的に見れば児童虐待の問題は、1990年代に入って再発見され、その後わずか10年ほどの間に急速に社会問題化したという意味で、興味深い社会現象と言えるであろう。

実際、図1によって、児童相談所が受け付けたのち何らかの処理をした虐待相談の件数を見ると、大都市圏か地方都市かを問わず全国的に、1990年代を通じて件数が増大していつている。

しかも、図2の折れ線グラフの伸びに見られるように、児童相談所が養護相談として分類した相談の中で、「家族環境」についての相談の受付件数が急激に増えている。同じ図2の棒グラフには、「家族環境」の中で「虐待」を主な相談内容とするものと「その他」とを分けて示している⁽¹⁾が、これによると「虐待」に関する相談が、1990年代を通して異様に増えていることがわかる。

主たる虐待者が実母である割合もまた、1990年代を通じて増加し続けている。1992年1月から1994年3月末までの約2年間に、全国の5府県の児童相談所が扱った児童虐待419事例のうち、被虐待児から見た主たる虐待者が実母であったものは約45.8%であり、以下は実父29.4%、それ以外の父

図1：虐待相談処理件数の推移

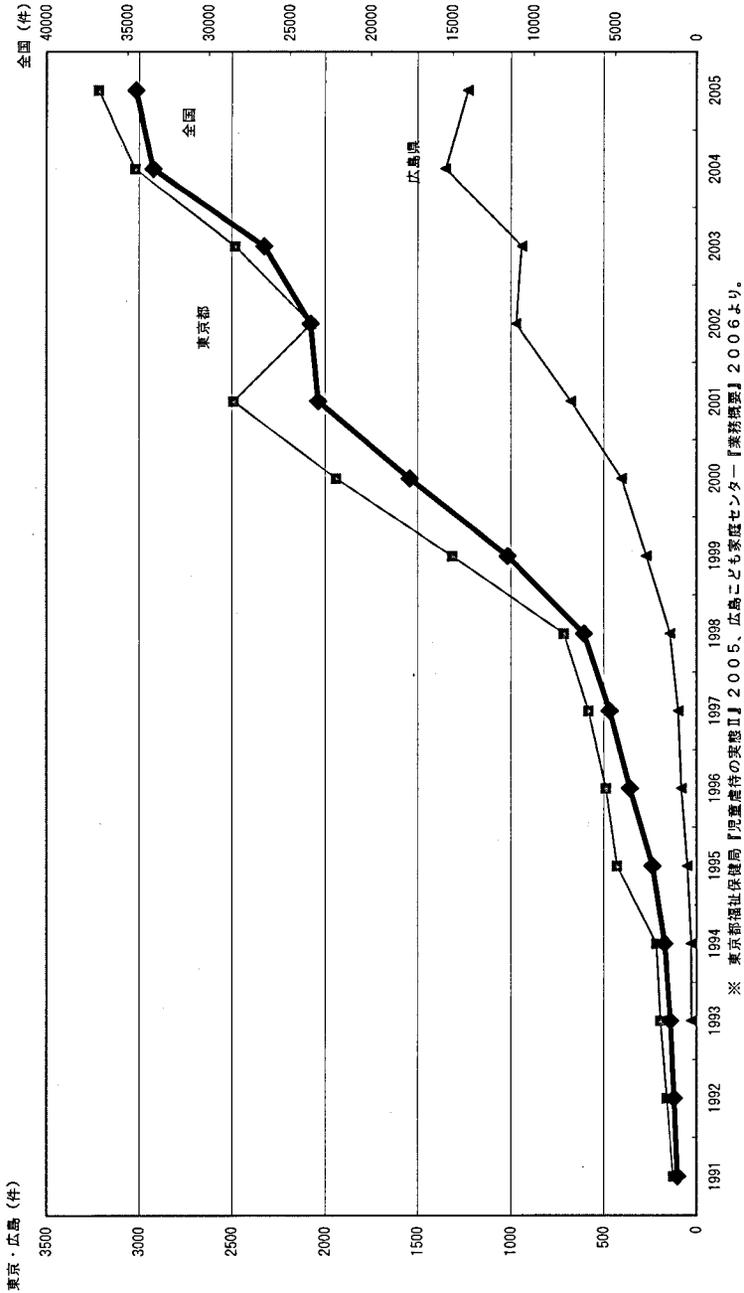
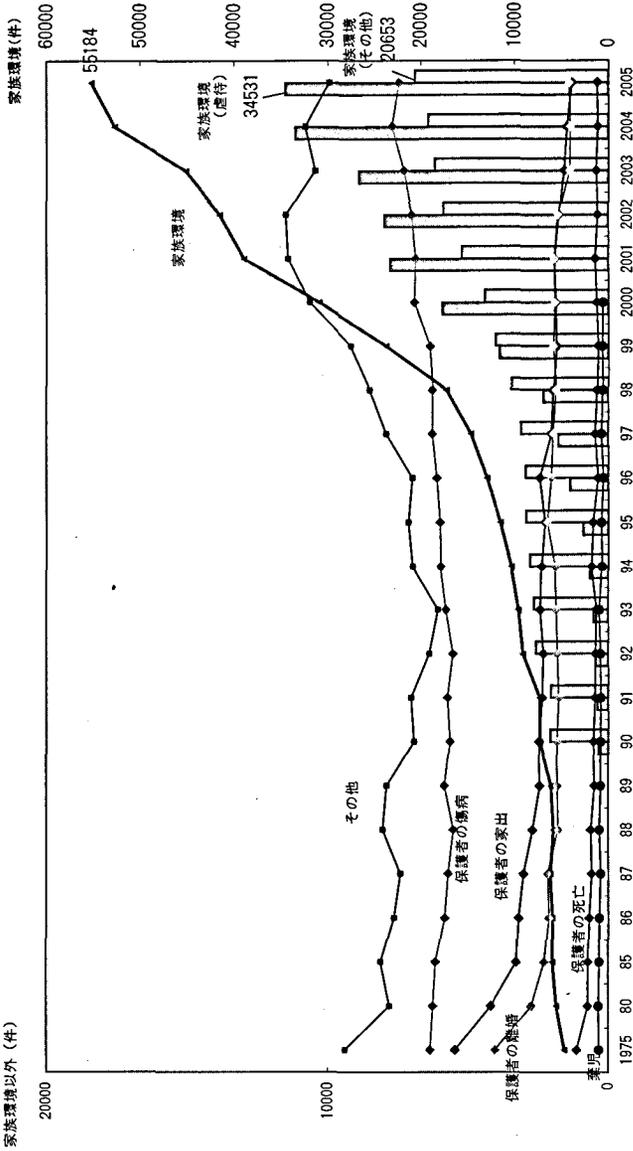
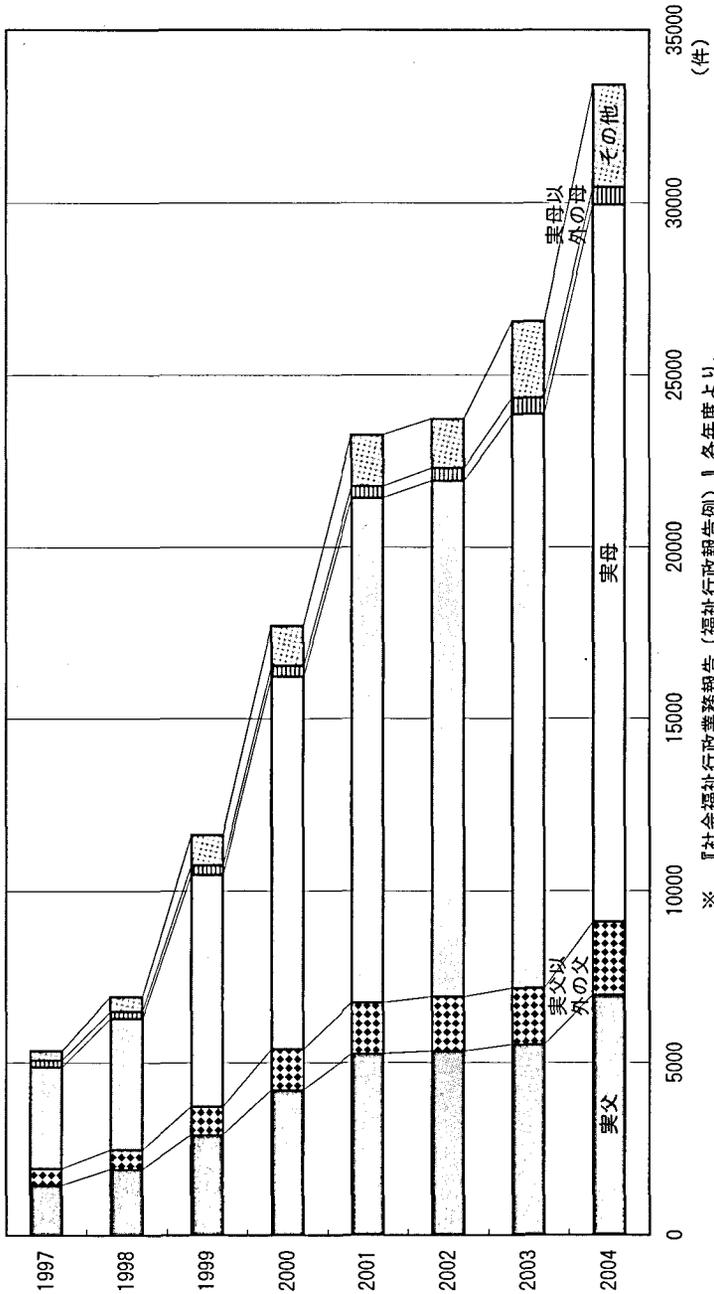


図 2：養護相談の理由別処理件数の年次推移



※ 『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』各年度より。

図3：主たる虐待者の年次推移



(継父・養父など) 13.1%となっている(岩井ほか p. 29)。虐待を念頭において詳細な統計を取り始めた 1997 年以降の様子を図 3 によって見ると、主たる虐待者が実母である割合は、1997 年には約 55.0%、その後漸増を続け、2004 年には約 62.3%となっている。

これらの数字や図は、虐待に関する報道の際にしばしば目にするものであり、総じて 1990 年代以降の家族や母性の変質を証明する格好の材料としても用いられる。現代の家族は、果たして本当に、そうした新しい局面を迎えているのだろうか。そもそもこの社会現象は、一時的なものなのだろうか、今後の新たな時代の到来を告げているのだろうか。

児童虐待の問題は、その全体像を把握することが、きわめて困難であるようだ。なぜなら図 4 にあるように、子どもや家族に関わる機関が多岐にわたっており、それぞれの機関が関与する子どもの年齢、処遇や支援の内容などが、相互に異なっているからである⁽²⁾。

虐待を受けていることを疑われた子どもたちは、児童相談所を始めとして、福祉事務所、精神保健福祉センター、保健所、保健福祉センター、女性相談センター、教育相談所、学校、医療機関、民間の支援団体の電話相談など、窓口となる様々な機関によって、把握される。子どもたちはその後、児童相談所を始めとする諸機関の連携によって保護者との関係の再構築を目指したり、各種児童福祉施設に入所したりすることによって、成長していく。これらのプロセスにおいて保護者との関係がこじれた場合には、警察や家庭裁判所とも関わりが出てくる。

これらのプロセスの各々の地点がどのような実態であるのかは、社会福祉行政報告、各種の実態調査、司法統計、判例などの積み重ね等によって、ある程度は明らかにされてきた。しかしそれらの多くはプロセスに部分的に関わる知見であり、そのプロセス全体を俯瞰する作業が不足しているという印象は否めない⁽³⁾。

そこで本稿では、虐待を受けたとされる子どもが通っていく道筋に沿って、

その全体像をできる限り数字として把握し、さらに児童虐待現象を構成する現代の家族の姿を捉えてみたい。

1、虐待が把握されるまで

1) 相談・通告と初動調査

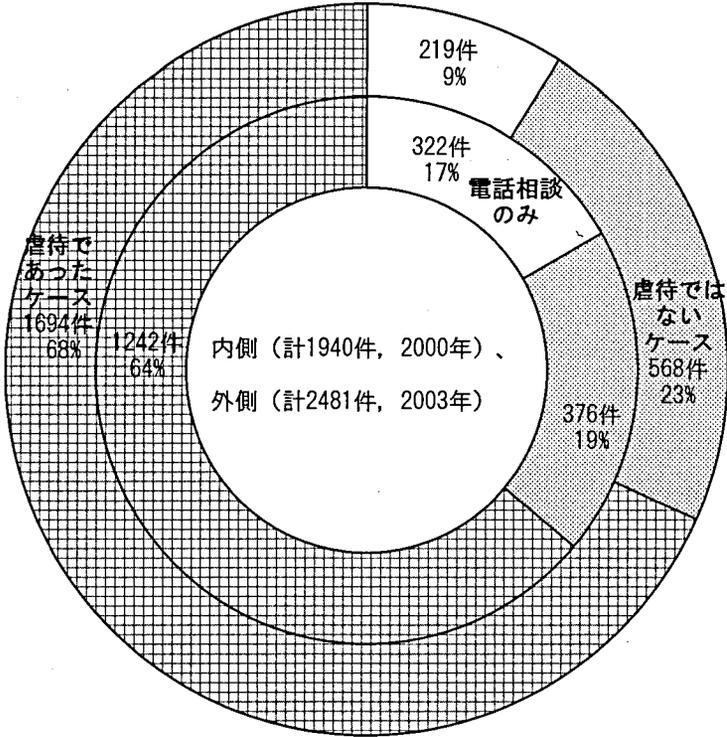
まず、虐待に関わった家族と子どもについて最も集約的な情報を有していると思われる児童相談所での処遇の流れを中心にして、児童虐待の発生状況をできるだけ可視化してみよう。

児童相談所には、虐待を受けた子どもとその保護者に対して、「相談あるいは通告によって関わりを開始し、児童福祉司の調査を経て、必要に応じて一時保護を行い、処遇会議で在宅援助の方針や施設措置の判断決定を行ない、親子分離が必要と判断されれば、保護者の同意を得るためのケースワーク努力を経て乳児院や児童養護施設などへの措置を行ない、子どもは施設で生活をし、保護者は面会や外泊によってかかわりを続けながら関係修復を模索する」という一連の援助の流れが存在する（津崎 p.17）。

相談や通告とその受理によって虐待の疑いが把握されると、児童相談所の児童福祉司が、まず子どもの学校や民生委員に家庭背景を問い合わせたり、住民基本台帳によって保護者の情報を確認したり、当該家庭を訪問したりして、事実の確認や背景となる事情の初動調査を行う。できるだけ早く事態を把握するとともに、重篤な虐待を受けているかどうか、緊急に保護する必要があるかどうか、子どもの状況を調べる。この時点で、子どものみならず、その保護者もまた、児童相談所の一定の介入を受けることとなる。

この初期段階において、相談での適切な応答によって問題が解決するケースや、調査してみたところ虐待ではなかったというケースも生じる。全国データではないが、東京都児童相談所の場合は、図5に示したように総相談件

図5：虐待相談受理件数の内訳



※ 東京都福祉局『児童虐待の実態』2001、『児童虐待の実態Ⅱ』2005より。

数の3～4割がこれらに該当している⁽⁴⁾。

この図5の数値から推察するに、相談や通告によって把握される全ケースのうち、実際に児童虐待であるとして確定されるものは、現在では約6割ということになる⁽⁵⁾。したがって、相談や通告の件数がすなわち虐待発生の実態を示す数字なのではないことに、まず注意する必要がある。

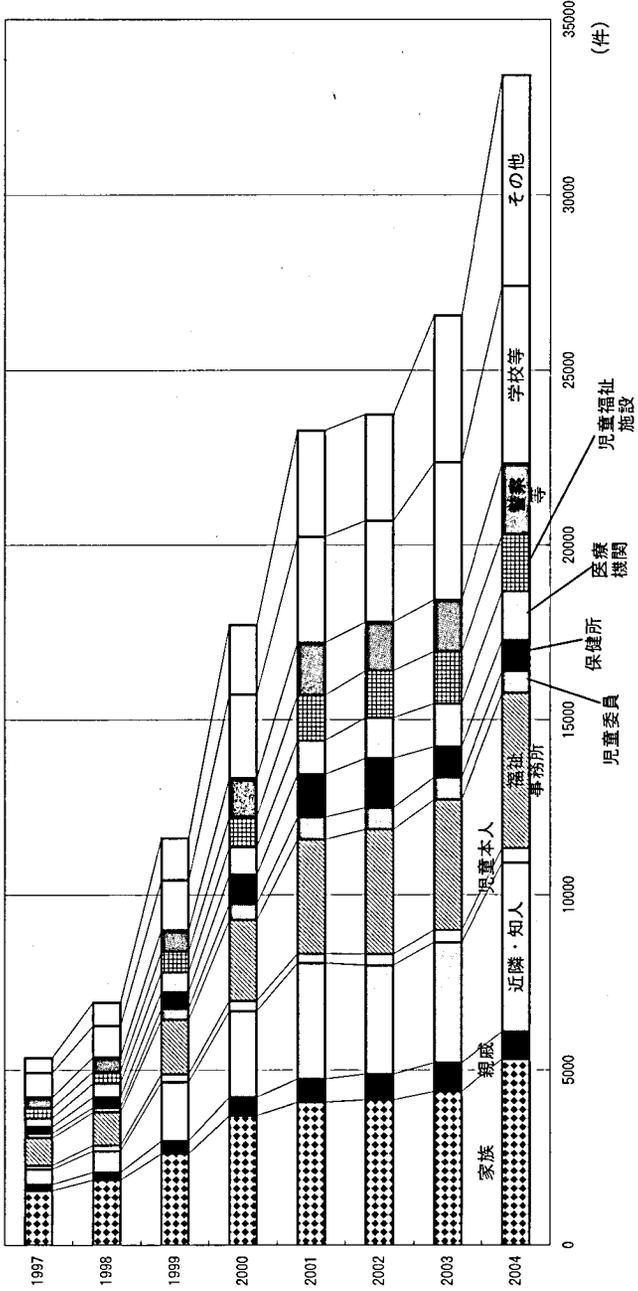
2) 相談・通告の経路とその特徴

また、それらの相談や通告がどのような経路で来るのを見ると(図6-1)、第一発見者となる様々な機関からの相談・通告の実数が、全国的に増えている。図6-2に割合を示したように、1997年から2004年の間に、虐待の第一発見者に占める「家族」の割合が減っており、新たに市町に通告が義務付けられたことを反映する「その他」の項目が増大している。そのほか、「近隣・知人」と「学校」という経路での相談や通告が増えている。

東京都児童相談所のデータ(図7)によると、学校からの相談や通告によって把握された虐待は、虐待の程度が中度以上のものが多くっており、虐待発見の精度が高いと言える。しかし近隣知人からの通告や相談は、件数の上で増加傾向にあるものの、先に述べたように調査の結果が非該当になるものが多く、また把握された虐待の程度は低度のもや「虐待の危惧あり」とどまるものが多く、総じて虐待発見の精度は低いことが分かっている。

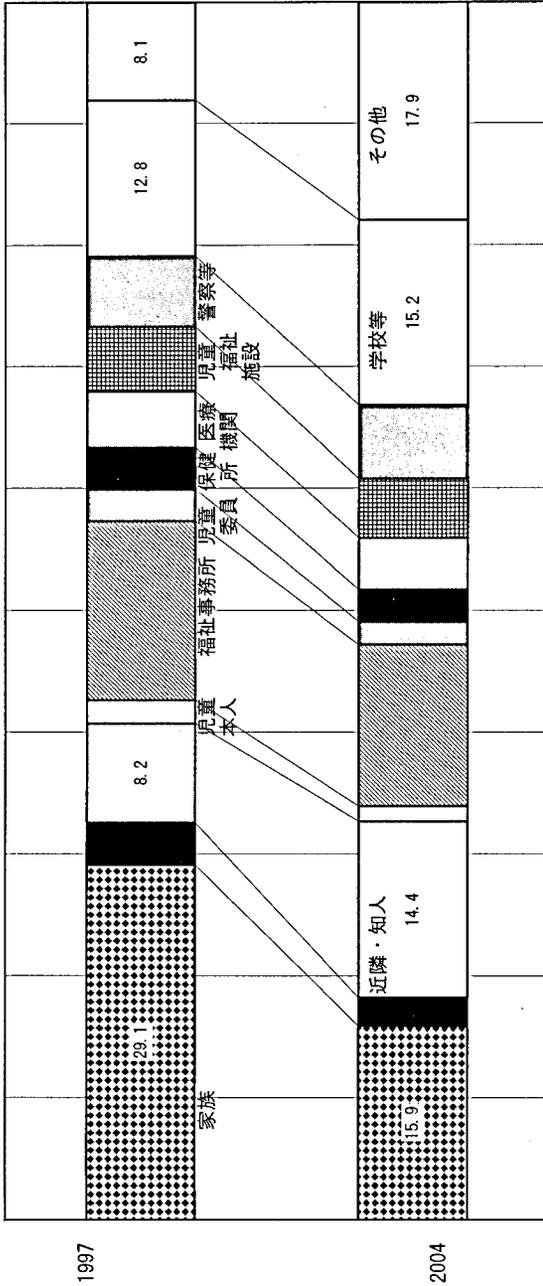
以上のように、児童相談所が把握し何らかの処理をした虐待の相談件数の統計(図1)には、かなりの割合で、電話相談のみで終結するケースや誤通報とも呼ぶべきケースが含まれている。このことは一般にはあまり報道されていない事実だと思われるが、現実を冷静に判断する材料となる情報の一つであろう。件数の急激な増加は、そのままストレートに重篤な虐待の急激な増加を示しているわけではなく、むしろ児童虐待とされる行為に対する人々の感度や監視能力の増大を示すデータであるとして受け止めた方が良いかもしれない。

図 6-1 : 虐待相談の経路の年次推移



『社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例)』各年度より。

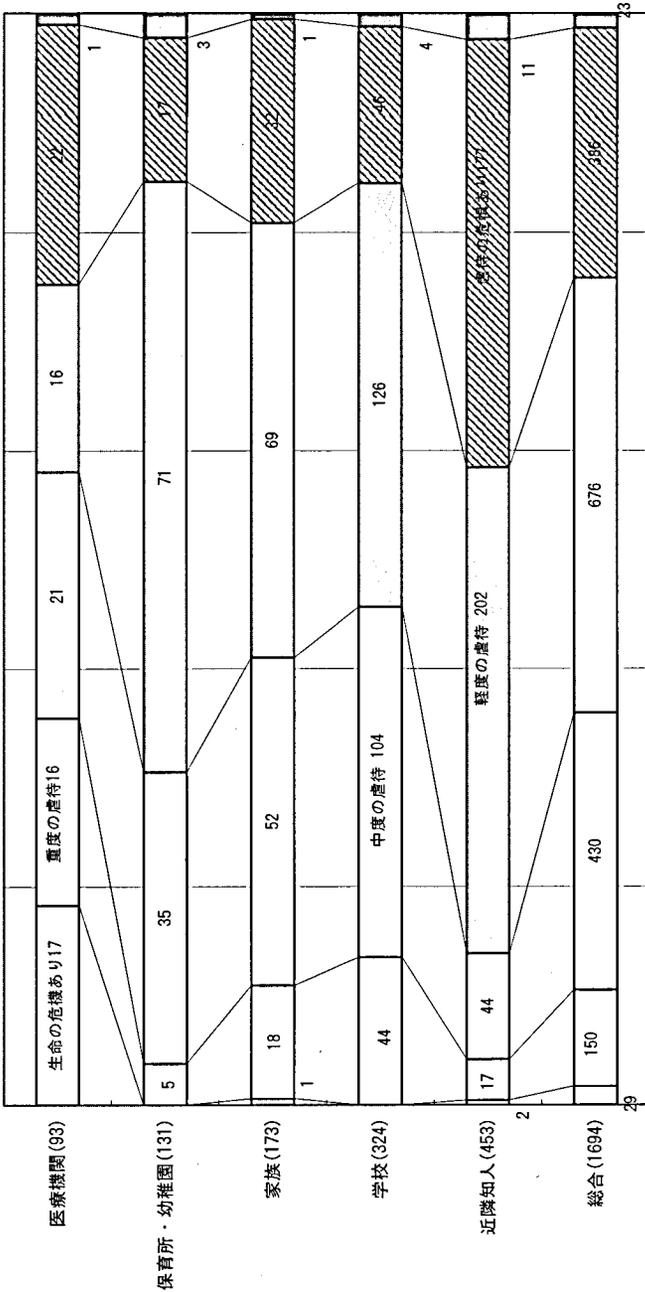
図 6-2 : 虐待相談の経路の割合の変化



(%)

※ 『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』各年度より。

図7：虐待の経路別の虐待の重傷度



(件)

※ 数字は件数、100%の中での割合が分かるように図示。東京都福祉保険局『児童虐待の実態Ⅱ』2005、p.9より。

2、処遇のプロセスにおける子どもと家族

1) 子どもの一時保護所への入所

児童相談所では、相談や通告を受けて行った実態調査の結果を踏まえて虐待であると判断すると、さらに心理職職員や児童精神科医が加わって、当座の対応の方針とその後の処遇方法を話し合う。相談や通告によって把握され、緊急に保護の必要ありと判断された子どもは、保護者から離されて一時保護所に入所することになる。

東京都の児童相談所のデータによると、2000（平成 12）年度に虐待が確認された 1242 ケースのうち、子どもを一時保護したのは 301 ケース（24.2%）、2003（平成 15）年度に虐待が確認された 1694 ケースのうち、子どもを一時保護したのは 398 ケース（23.5%）である。広島県では、相談や通告の全体から見ると、子どもの一時保護所への入所は 15.2% である。

つまり、相談や通告を受けたケースのうち、初期対応として一時保護によって子どもが保護者から分離されるケースは、当初の相談・通告の全体から見ると、約 4 分の 1 に絞られてくることになる。

2003 年厚生労働省・社会保障審議会児童部会の報告書の中には「介入的ソーシャルワーク」という概念が登場し、児童相談所等の福祉機関であっても、家族に対して「身元調査、立入調査、職権一時保護、家裁への申し立て」など介入的スタンスで接することを求める姿勢が見られるようになった。

本来、家族への介入は、介入自体が目的なのではなく、家族介入によっていったん社会的養育の空間（児童養護施設など）に入った子どもが、そこから自らの家族が暮らす空間に再び入って暮らすこと、または社会的養育の空間から自立を果たした子どもが、別個に独自の居住空間を持ちながら定位家族との間に交流関係を再び持つようになることであり、そうした状態を「家

族再統合」と呼んでいる。

しかしながら、立入調査や親子分離をされた保護者は、突然見知らぬ機関によって家庭に介入され、子どもを取り上げられたという認識を持ちやすい。その状態から、保護者に対してカウンセリングや指導を行い、家族再統合に向けた家族関係の調整をはかってゆくことは、極めて難しくなる。

2) 保護者への対応と子どもの施設入所

子どもの緊急時の一時保護などの状況に対応しながら、児童相談所ではさらに、保護者への対応も行う。保護者への主な対応には4通りあり、関与や援助の度合いが低いものから「助言指導」、「継続指導」、「児童福祉司指導」、「児童福祉施設入所」となっている。前二者は保護者に対する任意の指導だが、後二者は行政処分として強制力を持つ指導である。

「助言指導」は、児童相談所の関与や援助の度合いが最も低く、助言のみ、または他機関を紹介するなどによって問題が解決したケースであり、東京都・広島県ともにこれが最も多い。当初の相談・通告の全体から見ると、東京都では約33.5%、広島県では約24.3%である。

また最後の「児童福祉施設入所」は、全三者が子ども在宅のまま家庭訪問や通所などによって行われる指導であるのに比し、親子の分離と別居を伴うものである。子どもの一時保護や、子どもと保護者双方への指導などの結果、なお家庭での養育が不相当であるという判断がなされ、長期間の親子分離が必要とされれば、保護者との話し合いによって同意を得たのち、入所手続きが行われる⁽⁶⁾。

表1にまとめたように、児童福祉施設は一時保護所とはその機能特性が異なっており、親子分離が決定された子どもは長期間そこに生活の拠点を移し、保護者との関係修復を模索しながら、自らの社会的自立を目指すこととなる。児童福祉法では、児童養護施設には20歳までの子どもが生活できることに

表 1 : 一時保護所と児童福祉施設のの違い

	一時保護	児童福祉施設への入所	
法的根拠	「児童福祉法」第 33 条	「児童福祉法」第 27 条 1 項 2 号、同法第 28 条	
施設名称	一時保護所 (児童相談所・女性相談所に付設)。なお、臨時の一時保護所として、医療機関や児童福祉施設などに委託することも可能。	乳児院 (児童福祉施設)	児童養護施設 (児童福祉施設)
対象年齢	2 - 17 歳	1 歳未満	18 歳未満、20 歳まで延長可。
入所期限	2 ヶ月未満、延長可。		2 年、更新可。
入所事由	子どもの緊急保護、行動観察、短期入所指導 (心理療法、生活指導等)。保護者のリフレッシュ。	家庭での養育が困難。子どもにとって保護者との同居が不相当。	
入所手続き上の特徴	原則として保護者の同意を得て行う。緊急な場合は、子どもや保護者の意向に反してでも、児童相談所長や県知事の判断によって保護が可能。	児童相談所の措置による入所が一般的。保護者の意に反する場合 (「児童福祉法」第 28 条) は、家庭裁判所に申し立て、子どもの施設入所に対する承認を得る必要がある。	
退所や引き取り手続き上の特徴	保護者の引き取り要求を拒否することが可能。	保護者の意に反していない場合 (「児童福祉法」第 27 条 1 項 2 号) は、児童相談所からの指示によって引き取り要求に応じる。保護者の意に反する入所であった場合は、引き取り要求を拒否することが可能。	
保護者の法的権利	行政処分に対する不服申し立てが可能 (知った日から 60 日以内)。		
保護者の経済的負担等	子どもの入所費用・医療費は発生せず (ただし児童相談所によっては医療費の一部負担を求めることもある)。生活保護・母子医療・児童扶養手当等は継続される。	子どもの入所費用は、前年度の納税額により金額が決定される。生活保護・母子医療・児童扶養手当等は、二重措置になるため、解除される。	
子どもの学校等	一時保護期間中は通学できないが、出席扱いとなる。	---	施設がある校区の小・中学校に通学。公立高校に合格した場合は在所延長し通学可能。

※安部計彦「児童福祉法第 33 条 (一時保護)」「児童虐待と児童相談所：介入的ケースワークと心のケア」金剛出版、2004 (2001) より作成。

なっている。しかし実際には、中学卒業後は、全日制高校へ進学するのであれば居続けることができないとしている施設が多く、高校受験に失敗した場合は、就職しアパートを借りたり、帰宅したりといった形で、施設を出なければならない。

児童福祉施設への入所が決定され、子どもが長期間にわたって保護者から分離されるケースは、児童相談所が扱う児童虐待の中では最も深刻なケースとも言うが、当初の相談・通告の全体から見ると、東京都では約 10.7 %、広島県では約 8.3 %であり、約 1 割に絞られてくる。

3) 親子分離における保護者との軋轢

児童相談所には、相談や通告を受け付けるところから、子どもの居場所の選定に至るまでの、「その子どもにとっては生涯を決定されるといっても過言ではないほど重大な決定権が付与されている」のであり、「これを児童相談所のもつ『措置権』」といっている（菅原 p. 147）。親子分離を実行することは、それが一時保護であれ、長期的な児童福祉施設への入所であれ、保護者と児童相談所との関係を対立的なものにし、その後の子どもと家族の状況を大きく左右する出来事となる。

多くの保護者は、子どもの安全確認や情報収集といった児童相談所の初動調査に対してすら、頑なに抵抗する傾向にあり、家庭訪問の実現自体が困難を伴う。東京都児童相談所のデータでは「虐待行為そのものを認めない」保護者が 15.9 %、「虐待行為の事実は認めるが、しついであった等の言い逃れをし、虐待の意図を否定する」保護者が 37.8 %となっており、虐待の事実を突き付けられることを意味する児童相談所の接触に対して拒否的である。

たとえば、行政機関に対して一時的措置であるにせよ親子分離の権限を与え、また、相談や通告によって虐待の疑いが把握されたとして家庭の中に立ち入る権限を与えることによって、下記のような事態が発生することがある。

悲惨な事件を少しでも未然に防ぐため、行政の呼びかけも熱くなってきた。ところが、このために被害を受ける若いお母さんたちが増えているという現実がある。子どもを安易に泣かせることができないのだ。知人の女性は、二歳の息子のおしゃぶりをやめさせたくて二日間泣かせたばかりに、相談所の職員が訪れて、立ち入り調査を受けてしまった。子供を裸にしてあざや傷を調べられ、その後は、月に一度の訪問調査を受けた。二日間泣いた息子も三日目にはやっとおしゃぶりを忘れ始めていたというのに。詳細をいくら話しても分かってもらえなかったそうだ。母子にとっては、一生心の傷として残ることでしょう (山野 p.35)。

さらに『児童虐待防止法』の成立によって、児童相談所の業務を助け、子どもを救うという目的のもと、民事不介入や「法は家庭に入らず」が原則であった戦後の日本の警察の、新しい局面が誕生した。児童相談所では、立ち入り調査や子どもの一時保護に際して、保護者の姿勢が非協力的であったり、暴力的であったりする場合は、警察官の援助を要請することもできるようになった⁽⁷⁾。下記のような現場からの報告もあるように、強硬な保護者との対応に迫られることの多い児童相談所からは、必要に応じた警察の介入は歓迎される傾向にある。

ドアを開けた瞬間、「児相 (児童相談所の略称) がなんぼのもんじゃ!」という罵声とともに、父親らしき男が棍棒を振り上げて襲いかかろうとしたんです。こうなると立ち入り調査どころではありません。開けたドアを思わず閉めて、身を守ろうと…その時、後ろにいた警官がドアの隙間にさっと足を入れ、ロックできないようにして「警察だ」と名乗ったんですね。それでなんとか子どもの保護ができました (川崎 p.121)。

子どもを保護する観点からは必要な対応であると思われるが、以後の保護者との軋轢と、家族再統合に及ぼす影響は決定的となるであろう。介入された家庭は、突然の児童相談所職員や警察官の訪問に混乱し、プライバシーを侵害され、通告者は誰なのかと疑心暗鬼になり、近隣からさらに孤立することとなる。とくに、前述したように相談や通告が誤りであった場合や、近隣

からの通告によって虐待ケースと判定されたのち、その同じ地域で家族再統合を試みる場合に、近隣や専門機関からのかつでの介入によるマイナスの影響をどのように回復するのかについての議論は少なく、今後の課題のひとつであろう。

以上見てきたように、当初の相談・通告の全体から見るとほぼ約2割の子どもが、保護者と一時的に分かれて一時保護所で生活する体験をしたのち何らかの形で家族再統合をめざしており、また、全体から見ると約1割の子どもが、保護者と長期間分かれて児童福祉施設等で生活しながら自立の道をめざしている。しかし全体としては、子どもが在宅のまま、指導や支援を受けながら何らかの家族再統合をめざすケースが多い、という結果になっている。

【次稿に継続】

注

- (1) 厚生省(当時)によって、『社会福祉行政業務報告』の相談理由別処理件数の統計の区分において、「家族環境」を理由とする養護相談の下位区分が1990年度よりさらに「虐待」「その他」とされた。1997年度からは、児童虐待を念頭に置いた集計が始まり、さらに「虐待の相談種別」「主たる虐待者別」「被害児童の年齢階層別」「相談経路別」などといった項目ごとの集計が成されるようになった。
- (2) 大阪児童虐待調査研究会は1980年代に大阪府内の保健所、児童相談所、同家庭相談室、小児科医、児童養護施設、乳児院などの諸機関が扱った児童虐待事例について実態調査を行っている。それらの調査によると、諸機関の特性に応じて関与する子どもの年齢はそれぞれ、保健所・乳児院は0歳、小児科医院では3歳未満、児童相談所・児童養護施設は3歳以上となっていた(大阪児童虐待調査研究会1993)。また、警察が把握する児童虐待においては乳幼児よりも、学齢期以上の小中学生が過半数を占める(内山1994)が、しかし虐待致死においては乳幼児の割合が高くなり、それらは病院で把握される(神田1980)。以上のように、子どもの年齢だけを見ても、児童虐待の現場では、対応する機関によってそれぞれ少しずつ相互に異なる現実が把握されているのが現状である。
- (3) 子どもの定住家族において虐待が発生するまでの経過や要因はもとより、虐待を受

けた子どものその後のライフコースや子ども自身が形成する自分の生殖家族の状況など、各諸機関での対応のプロセスに至る前と、プロセスを終えてのちに関しては、さらに不明である。プライバシーの問題によって実施が困難であることもあり、実態調査や追跡調査は極めて少ない。

- (4) 以後の児童相談所のデータはとくに文中に表記が無いかぎり、年代をそろえるため、東京都のものは東京都福祉保健局『児童虐待の実態Ⅱ』2005(2003年度実績値)、広島県のは広島県こども家庭センター『業務概要』と広島市児童相談所『事業概要』のデータを足し合わせた2004年度実績値を用いる。
- (5) 川崎市内の児童相談所の2001(平成13) - 2003(平成15)年の調査によると、「非認定(虐待と通報を受けたが認定されなかったもの)」が2割、虐待と認定された通報のうち「軽度」と「虐待の危惧あり」に分類されるものが6割となっており(山野p.49)、ほぼ同様の傾向を示している。
- (6) 同意が得られない場合は、「児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日、(法律第百六十四号)」第二十八条により、児童相談所長や都道府県知事は、保護者に代わって同意してくれるよう家庭裁判所に申し立てることによって、入所措置の承認を得ることになる。家庭裁判所の新受件数(全国)は、図8(次稿)にあるように1955年に6件であったものが2005年には227件となっており、増える傾向にはあるが、実数自体はさほど多くはない。2005年度の件数は東京都で16件、広島県で4件である。
- (7) 「児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年五月二十四日、法律第八十二号)」第十条により、児童相談所長や都道府県知事が、「児童の安全の確認」や「一時保護」の職務の執行に際し必要ととき、警察署長に対し援助を求めることができることとなった。2005年度の『社会福祉行政業務報告』によれば、立入調査は全国243件、東京都19件、広島県8件、警察官が同行したものは全国320件、東京都12件、広島県7件とあるように、今のところ件数は少ない。

文献・資料

- 安部計彦「児童福祉法第33条(一時保護)」『児童虐待と児童相談所：介入的ケースワークと心のケア』金剛出版、2004(2001)。
- 岩井・内山・佐藤・宮園「我が国における児童虐待の実態」萩原玉味ほか編『児童虐待とその対策—実態調査を踏まえて—』多賀出版、1998。
- 岩田泰子「児童虐待—児童精神科の臨床から—」『精神医学』43(8)、2001。
- 内山絢子「児童虐待の類型特性に関する分析」『化学警察研究所報告：防犯少年編』35巻2号、1994。
- 大阪児童虐待調査研究会「大阪府委託調査研究報告書」、『児童精神医学とその近接領域』33巻5号、1993。

231- 児童虐待と現代の家族 (一) (鈴木)

岡田隆介編『児童虐待と児童相談書－介入的ケースワークと心のケア－』金剛出版、2004 (2001)。

川崎二三彦『児童虐待：現場からの提言』岩波書店、2006。

神田瑞穂『被虐待児の司法解剖例調査』『日本法医学会雑誌』34 卷3号、1980。

厚生労働省ホームページ：<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/>

信田さよ子編『子どもの虐待防止最前線』大月書店、2001。

司法統計検索システムのホームページ：<http://www.courts.go.jp/search/itsp0010?>

菅原哲男『家族の再生：ファミリー・ソーシャルワーカーの仕事』言叢社、2004。

全国児童相談所長会『「全国児童相談所における家庭内虐待調査」結果報告書』（『全児相』62号別冊）、1997。

竹中哲夫ほか編『子ども虐待と援助－児童福祉施設・児童相談所のとりくみ－』ミネルヴァ書房、2004 (2002)。

津崎哲郎『児童虐待への介入と援助：児童相談所からの発信』『児童虐待と児童相談所：介入的ケースワークと心のケア』金剛出版、2004 (2001)。

東京都福祉局『児童虐待の実態－東京の児童相談所の事例に見る－』2001。

東京都福祉保健局『児童虐待の実態Ⅱ－輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク－』2005。：<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen>

西山明・信田さよ子『家族再生』小学館、2000。

広島県子ども家庭センター『業務概要』1998－2005 (各年度版)。

広島市児童相談所『事業概要』2006。

森田展彰『虐待に関わる要因と親に対する介入・治療』中谷瑾子ほか『児童虐待と現代の家族』信山社、2003。

森田ゆり『新・子どもの虐待』岩波ブックレット385、1995。

山野良一『児童相談所のディレンマ』『児童虐待のポリティクス』明石書店、2006。

※ 広島県・広島市に関する資料収集やヒヤリングにおきまして、広島新生学園の上栗哲男園長、広島修道院の中島達夫院長、広島県子ども家庭センターの山田修三次長・岡田和治課長、広島市児童相談所に大変お世話になりました。付して心より感謝申し上げます。